

湯川村立小学校の整備に向けた
基本方針

令和8年2月

湯川村教育委員会

I	はじめに	2
II	湯川村立小学校の現状と検討委員会における検討内容	2
III	報告を受けての基本方針	5
IV	湯川村立小・中学校に関する基本的な考え方	6
V	学校新設にあたっての配慮事項	8
VI	開校までの進め方	9
VII	まとめ	10

I はじめに

本村では、「第五次湯川村振興計画」及び「湯川村第2期まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」において、小学校の適正規模・適正配置や小中学校間の連携強化、義務教育学校など、将来の学校教育のあり方について検討の必要性が問われてきました。また、老朽化が進む教育施設についても、今後の活用方法を十分に考慮した改修工事等を課題としてあげており、基本的な方向として将来の児童生徒数の推移や施設の老朽化等を踏まえ、小学校の統合を目指して検討を進めてまいりました。

令和4年度に「小学校のあり方について意見を聞く会」を設置し、2年間をかけて「小学校のあり方」についての議論を更に深める必要があることが示されました。また、令和5年12月に開催された「湯川村総合教育会議」では、村長から小学校統合に係る意見を聞く機会を設け、今後の湯川村立小学校の理想像及び「あるべき姿」を検討したい意向が示されました。

令和6年7月に「小学校のあるべき姿検討委員会」（以下「検討委員会」）を立ち上げ、教育長から以下の2つについて、調査、検討を進めるよう依頼しました。

- 1 湯川村立小学校の適正規模・適正配置について
- 2 湯川村立小学校の今後のあり方や将来の学校像等に関する基本的な考え方について

教育委員会で「中学生以上の村民の方を対象にしたアンケート」と「小学校3年生から6年生の児童を対象にしたアンケート」を実施し、検討委員会ではこのアンケート結果を分析・考察して、「湯川村立小学校のあるべき姿についての報告書」（以下、報告書）をとりまとめました。

令和7年1月、教育長は検討委員会から報告書の提出を受け、その内容を村長に報告しました。報告書では、できるだけ早く小学校の統合に向けて取り組むよう期待すること、また、児童同士のあたたかな人間関係が深まるような教育活動を推進すること、各学校の教育課程を調整して交流学习等を計画的に実施すること、通学時の安全確保など、統合を進めるにあたって様々な要望がありました。

教育委員会は、報告書の内容とアンケート結果を分析しながら検討し、報告書が「本村が目指す小学校の姿を示すものとして適切である」と評価し、令和7年2月に村のホームページで全村民に公表しました。合わせて、これまでの経過や報告書をもとに教育委員会として「小学校を統合し、『小中一貫型の学校』を設置する」という案にまとめ、この「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針」を策定しました。

II 湯川村立小学校の現状と検討委員会における検討内容

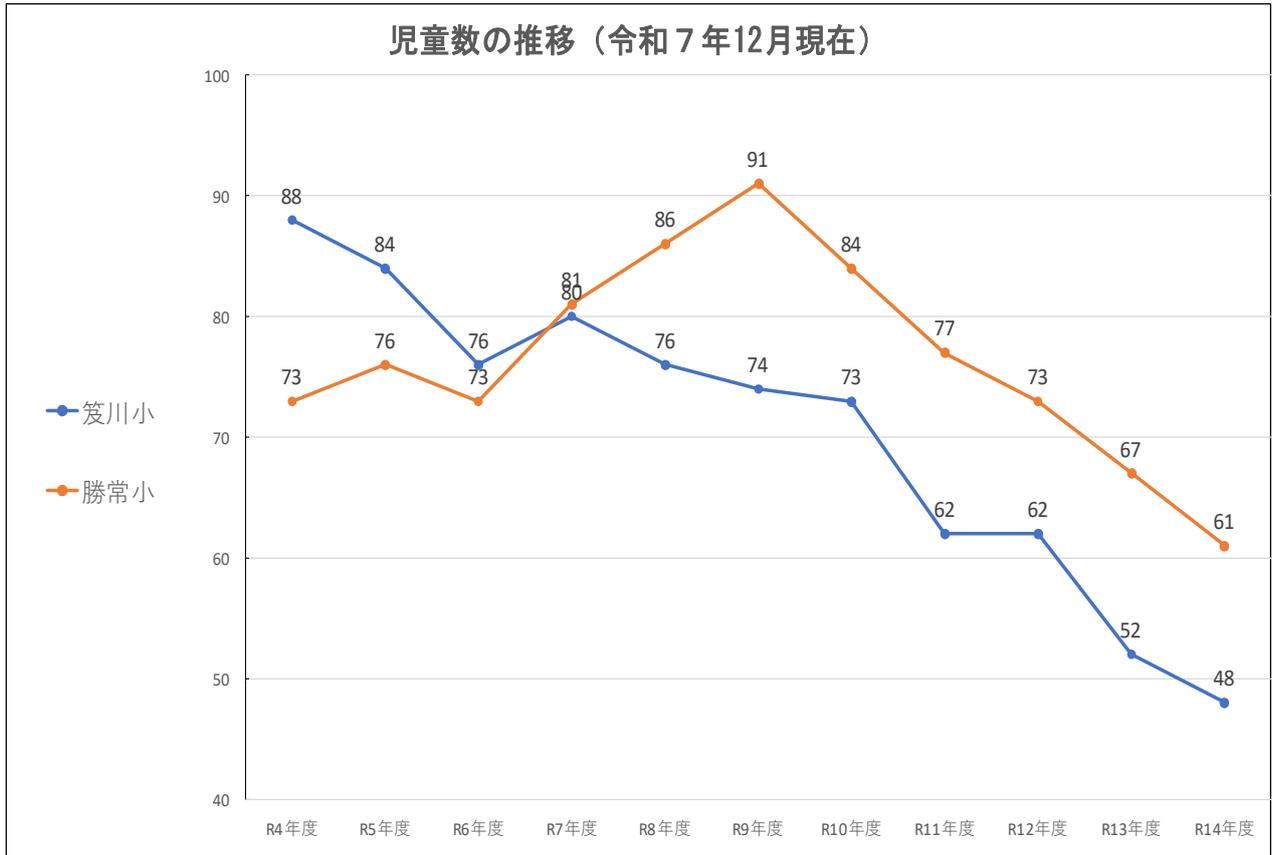
1 今後の児童数の推移

本村の児童数は長期的には減少していくものと見込まれます。

笈川小学校の児童数は、平成28年度の114人をピークに年々減少しており、令和7年度は新生児が11人、全校児童数が80人ですが、令和13年度には新生児が3人、全校児童数は52人と減少して行きます。なお、令和12年度には2年生と3年生の児童数が合わせて16人となり、複式学級※になる見込みです。

勝常小学校の児童数は、若者向け公営住宅の建設などの施策によりここ数年間は増加しており、令和9年度には91人となりますが、それ以降は減少に向かい、令和12年度には全

校児童数は73人、2年生と3年生の児童数は合わせて15人で複式学級になると見込まれています。



		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
筈川小	1年	11	15	10	11	12	10	11	5	11	3	8
	2年	14	11	15	11	11	12	10	11	5	11	3
	3年	15	14	11	16	11	11	12	10	11	5	11
	4年	13	15	12	11	16	11	11	12	10	11	5
	5年	14	12	15	12	11	16	11	11	12	10	11
	6年	18	15	12	16	12	11	16	11	11	12	10
	特別支援	3	2	1	3	3	3	2	2	2	0	0
	小計	88	84	76	80	76	74	73	62	62	52	48
勝常小	1年	13	14	14	16	17	14	7	8	11	10	11
	2年	9	13	14	14	16	17	14	7	8	11	10
	3年	15	9	13	13	14	16	17	14	7	8	11
	4年	6	15	9	13	14	14	16	17	14	7	8
	5年	16	6	14	9	13	14	14	16	17	14	7
	6年	11	16	6	13	9	13	14	14	16	17	14
	特別支援	3	3	3	3	3	3	2	1	0	0	0
	小計	73	76	73	81	86	91	84	77	73	67	61

このように、筈川小学校・勝常小学校共に、令和12年度には複式学級となる学年が出現

する可能性があり、児童の「学びの保証」の点で大きな課題となるだけでなく、複式学級を担当する教員の負担も大きくなります。また、学校全体としても、新たな教育計画を策定したり支援体制を整えたりすることが必要になります。

※ 複式学級；1年生を含む場合は2学年合わせて8人以下、1年生を含まない場合は2学年で16人以下のときに複式学級となります。

なお、2校が統合した場合の児童数は、下の表のようになります。(基準日;令和7年12月1日)

年度		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
統合小	1年	27	29	24	18	13	22	13	19
	2年	25	27	29	24	18	13	22	13
	3年	29	25	27	29	24	18	13	22
	4年	24	30	25	27	29	24	18	13
	5年	21	24	30	25	27	29	24	18
	6年	29	21	24	30	25	27	29	24
	特別支援	6	6	6	4	3	2	0	0
	小計	161	162	165	157	139	135	119	109

* 令和8年度以降の児童数（特に特別支援学級の児童数）は、変わることが予想されます。

2 校舎等の老朽化

現在の湯川村立小学校は、昭和40年に建てられた笈川小学校の体育館、昭和50年代に建築された両校の校舎が共に更新時期を迎えようとしており、学校施設を効果的に整備していくことが求められています。また、湯川中学校においては、建築年数が33年で耐用年数内ではあるものの、生徒数の減少から全学年が1学級となっており、空き教室の有効活用等を含めて、中学校でも学習環境の整備について検討する必要があります。

これまで学校は地域の防災拠点の役割、学校と地域、地域住民の交流拠点としての役割を果たしてきました。今後、地域コミュニティの中心的役割を担う機能をどのように維持していくかが課題となります。あわせて、これまで学校は学校教育目標を達成するべく、地域と共に様々な教育活動に取り組んできました。各小学校の特色ある教育活動のよさや、保護者・地域の思いを十分に考慮し、地域の活性化を含めた利活用と「むらづくり」との連動について検討を重ねる必要があります。

3 検討委員会における検討内容

検討委員会では、計5回の会議の中で、「今後の湯川村の小学校のあるべき姿」について議論を重ね、この中で教育委員会が実施した「中学生以上の村民の方を対象にしたアンケート」と「小学校3年生から6年生の児童を対象にしたアンケート」の2つのアンケートの結果が示されました。

中学生以上の村民(2,661人)対象のアンケートでは、「統合して1つの小学校になることが望ましいのか」、「統合せずに2つの小学校がそれぞれ存続するのが望ましいのか」について、村民の皆さんの考えをお聞きした結果(回答者数788人、回答率29.6%)、76%の

方が「統合して1つの小学校になることが望ましい」との回答でした。また、この設問に関して自由記述をお願いしたところ、「登下校の不安」、「小中一貫型の学校への移行」、「笈川・勝常の地区にとられない学校」、「将来の学校像」に関するご意見を多くいただきました。

一方、小学3年生から6年生の児童を対象にしたアンケート（対象児童数 94 人、回答率 100%）では、「2つの小学校のままがいい」と回答した児童が 53%と半数以上でした。

「中学生以上の村民の方を対象にしたアンケート」と「小学校3年生から6年生までを対象にしたアンケート」では異なる結果となりましたが、検討委員会でアンケートの自由記述内容も含めて検討した結果、「1校に統合することが適切」であるという結論に至りました。

Ⅲ 報告を受けての基本方針

検討委員会からの報告を尊重し、教育委員会として基本方針を以下のとおりとします。

1 学校規模の確保（複式学級の解消）について

現在、笈川小学校、勝常小学校ともに各学年単学級ですが、令和12年度には笈川小学校・勝常小学校共に、2年生と3年生が複式学級となる可能性があります。複式学級では、児童の「学びの時間」と「学びの質」の保証が大きな課題となると同時に、教員にとっても身体的・精神的な負担が大きくなります。児童の豊かな学びを保証するとともに、教員の負担軽減のためにも、複式学級を解消できる学校規模を確保します。

2 児童の発達段階に応じた学習環境の整備について

小学生の発達段階である学童期は、集団での活動をとおして物事をやり遂げたり、努力を重ねて目標を達成したりすることで自己有用感や発達課題である「勤勉性」が育まれる時期です。多くの同年代の仲間や個性とのかかわりは、社会性を身につける上でとても重要です。児童が同じ年齢の仲間と勉強や運動、遊びをとおして切磋琢磨したり、お互いに個性を認めて励まし合ったり、さらには小学校と中学校の垣根を超えた幅広い異学年交流をすることができる環境を整えることが大切です。

3 地域と学校のつながりについて

世代を超えた方々にお世話になりながら様々な教育活動を推進し、「地域とともにある学校」を目指します。このことにより、児童は体験活動をとおして「この村で生きている」という感覚や「湯川村が大好き」という気持ちを育んでいきます。

笈川地区、勝常地区といった垣根を超えて「湯川村はひとつ」ととらえ、湯川村に伝わる行事や文化、歴史遺産等を活用し、湯川村の伝統を継承できる教育活動につなげます。

4 教員の資質・能力の向上について

教員に求められる資質・能力として、教員としての使命感や子どもに対する愛情と責任感、教科や生徒指導・教育相談に関する専門的知識や実践力、そして豊かな人間性や社会

性等があります。これらの資質・能力の向上のために、村教育委員会が主催する研修会を開催するとともに、外部の研修会に参加できるよう、情報の提供・共有を図ります。また、校内でも互いの資質・能力の向上を図ることができるよう、管理職を含めて日常的に相談や助言、意見交換が行われるような組織づくりに努めます。

5 2校存続を希望する児童の気持ちの重視について

小学3年生から6年生の児童へのアンケート結果は、2校存続を望む回答が53%と半数以上を占めました。このことから、多くの児童が「それぞれの学校で大きな不安や不満を抱えることなく学校生活を送っている」ことがうかがえます。また「人数が少ないほうが先生にたくさん教えてもらえる」、「人数が少ないほうがおちついて勉強や生活ができる」と考えている児童が多いこともアンケート結果から分かりました。児童は人数が多くなることに対して様々な不安を感じているのだと思います。

児童は、おちついた環境の中でたくさん学んだり、友だちと遊んだりしたい、先生にたくさん声をかけてもらいたいと願っています。児童のこれらの願いに応えることができるように、また、様々な不安を解消できるように、教育委員会として学校と連携して児童理解及び指導援助に積極的にあたり、湯川村の未来を担う児童を育てていきます。

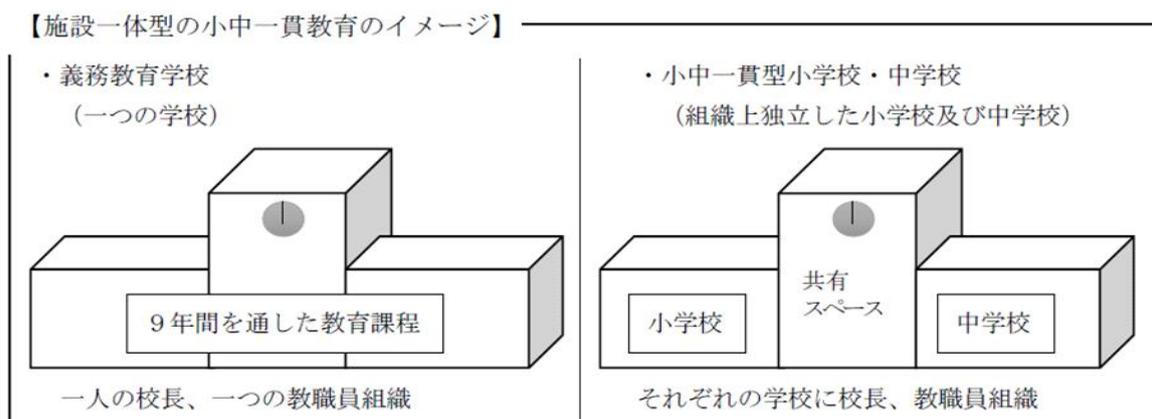
IV 湯川村立小・中学校に関する基本的な考え方

1 統合小学校の形態（一条校※の種類）について

本村が取り組んでいる「15年間をつなぐゆがわっ子育てプラン」の視点から、小学校の統合だけにとどまるのではなく「小中一貫型の学校」とします。一貫した教育理念を柱に9年間を見通した教育課程を編成して系統的な教育を実施するとともに、中学校進学時に生じやすい学習や学校生活上のつまずき（中1ギャップ）を予防します。

小中一貫型の学校の形態（一条校の種類）には、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」があります。学校の形態については、今後、設置を予定している「統合小学校整備委員会（仮称）」で、本村の実態に即した形態を検討いただき、教育委員会で決定していきます。

※ 学校教育法第1条に定められている学校。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校など、国が定める法的な基準を満たし、保護を受けている教育機関。



2 学校の施設・改装について

村内の小学校をひとつに統合し、新たな校舎を整備するとともに中学校の校舎の一部を改装し、令和12年（2030年）4月1日開校を目指します。

前記「Ⅲ 報告を受けての基本方針」のもと「施設一体型の小中一貫型の学校」とし、次に記す「3 小中学校の施設について」に挙げる施設の整備・充実を図ります。本村の「保・幼・小・中の15年間をつなぐ『ゆがわっ子育成プラン』」を推進し、「自分が好き 友達が好き 学校が好き 湯川村が大好きな ゆがわっ子」の育成と児童生徒の自己実現、地域活性化のために教育環境を整備し、本村教育の充実を図ります。

3 学校の施設について

- (1) 児童生徒、教員が互いに学び合える教育環境（教材・教具・ICT機器等）の充実を図ります。また、児童生徒がそれぞれの学校施設を互いに効果的・効率的に利用できるようにします。
- (2) 児童生徒、教員が過ごしやすく、ゆとりのある環境（休憩場所等）、脱炭素化に配慮した校舎を整備し、SDGsの意識化を図ります。
- (3) ユニバーサルデザイン化を推進し、多様性に配慮した校舎にします。
- (4) 校内に適応支援教室（SSR・スペシャルサポートルーム）や個別指導・相談に対応できる教室を設置するとともに、教育相談体制の充実を図ります。

4 特色ある教育の創出について

本村での「保・幼・小・中の15年間をつなぐ『ゆがわっ子育成プラン』」の充実を図り、「自分が好き 友達が好き 学校が好き 湯川村が大好きな ゆがわっ子」の育成と地域活性化のために、次の取組を推進します。

- (1) 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携・協働により、地域の伝統文化の継承や特色ある活動をとおして、「湯川村が大好きな ゆがわっ子」の育成を図ります。
- (2) 英語教育、ICT教育および人間関係づくりの推進により、多様な考えに触れたり交流したりするとともに、地域資源を生かした郷土学習や湯川村に根ざしたキャリア教育を実践することにより、グローバル※な人材育成を図ります。

※ グローバル（地球規模の）とローカル（地域的な）を組み合わせた造語。「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する」こと。

- (3) 児童生徒一人一人の資質・能力を引き出し、伸ばし、「生きる力」を育むことができるよう多様な教育活動を展開します。湯川村ならではの教育活動を工夫・実践することができるよう、教員同士が互いに「授業づくり」や「学級づくり」、「学級経営」等についてアイデアを出し合ったり学び合ったりする機会を確保し、教育の質の向上を図ります。

5 教育課題に対する対応について

児童生徒一人一人がのびのびと自分らしさを大切に、安全・安心な学校生活を送ることができるように、以下の点について取り組みます。

- (1) いじめ・不登校のない学校づくりを行うこと。

- (2) 個別に支援が必要な児童生徒への配慮を行うこと。
- (3) 多様性への理解とよりよい人間関係づくりに向けた教育活動を行うこと。
- (4) 特別支援教育及びインクルーシブ教育※を推進すること。

※ 障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に同じ場で学ぶという理念に基づく教育

- (5) 教職員の時間外勤務時間の削減など、労働環境の改善を図ること。

V 学校新設にあたっての配慮事項について

1 児童生徒に対する配慮

- (1) 児童生徒が学校統合・小中一貫型の学校の新設という大きな環境の変化にうまく適応できるように、児童同士・児童生徒同士の人間関係が深まるような交流活動等を工夫・調整し、計画的に実施します。
- (2) 児童の「たくさん学びたい」、「おちついた環境で生活したい」、「たくさん友達と遊んだり競争したりしたい」という願いに応えることができるように、先生方の授業力や学級経営力の向上のための研究会や研修会を開催します。

2 通学に関する配慮

(1) 徒歩通学について

- ① 年間をとおして「安全な通学路」の確保に努めます。
 - 村当局、村交通安全対策協議会、PTA等と連携して「通学路点検」を実施し、要注意箇所 の把握・周知及び事故防止のための具体的対応をします。
 - スクールゾーン、歩道、横断歩道、カーブミラー、街灯の整備等について、村当局をはじめ関係機関と協議し、改善を図ります。
- ② 不審者による犯罪や交通事故の防止等のために、防犯教育・安全教育を行います。
- ③ 集団登下校の方法及び支援策について検討し、必要な支援をします。

(2) バス通学（スクールバス等）の導入について

- ① 登下校時の安全確保のために、通学距離が長い（概ね2 km以上）児童は、スクールバスで通学できるようにします。

3 「むらづくり」政策との連動について

小学校統合とともに、本村の人口増、少子化対策、若者定住を図る政策を実施していく必要があります。本村の「むらづくりの基本理念」を柱とした取り組みを検討します。また、全国的な人口減に対応するため、自治体の枠を超え、近隣市町村と連動した移住促進政策等についても検討が必要となります。

地域の人と一緒に創る学校、地域コミュニティとのつながりを大切にした学校教育を推進することも重要です。（学校運営協議会及び地域学校協働本部の推進）

I C Tを活用した教育や「令和の日本型学校教育」である「すべての子どもたちの可能性を引き出す『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現」及び県の第7次総合教育計画が掲げる「学びの変革」や「学校の在り方の変革」に取り組みながら、湯川村ならではの魅力ある教育活動を展開する学校づくりを進めていきます。

基本計画：施設整備方針、施設整備計画（必要面積、整備予定地、概算事業費、必要諸室等）、事業スケジュール等

VII まとめ

笈川小学校、勝常小学校共に、現在の幼児数のままであれば令和12年度に複式学級が出現する可能性があり、また、校舎の老朽化が進んでいることから、統合に向けて早急に検討を進めていく必要があります。教育委員会では、これまでの経緯や検討委員会の報告を尊重して基本方針を策定し、第六次湯川村振興計画に反映させ、これからの湯川村を担う児童生徒にとって最適な「未来につなぐ教育環境」の整備に取り組んでいきます。

また、施設一体型の小中一貫型の学校をひとつの方向性としながら、そのメリット・デメリットや新校舎整備にかかる概算事業費等について、統合小学校整備委員会（仮称）で十分に検討し、教育委員会として基本構想・基本計画の策定を進めていきます。学校新設にあたっての配慮事項についても、統合小学校整備委員会（仮称）、統合小学校開校準備委員会（仮称）で検討していきます。

基本方針の策定過程においていただいた意見につきましては、第六次湯川村振興計画及びこれから策定に着手する基本構想・基本計画において、議論・検討を重ねて対応していきます。

保護者や地域の方々、学校関係者の皆様のご理解とご協力のもと、湯川村の児童生徒にとってよりよい教育環境の整備と教育の質の向上を図りながら、次の時代を担う人材育成に向けて邁進していきます。